

## リスクコミュニケーション作業部会設置要領

### (設置)

第1条 この要領は、神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、リスクコミュニケーション作業部会（以下「作業部会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 作業部会は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの実施について、具体的な検討及び調整を行い、検討結果を幹事長に報告する。

### (組織)

第3条 作業部会の構成は、別表のとおりとし、作業部会の構成員は、別表の各所属において指定する職員とする。

- 2 作業部会には、作業部会長及び副作業部会長を置く。
- 3 作業部会長は、生活衛生課の職員を、副作業部会長は消費生活課の職員を充てる。
- 4 作業部会長は、作業部会を招集し、総括する。
- 5 副作業部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会長は、必要に応じて別表に掲げる所属以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第4条 作業部会の庶務は、生活衛生課において処理する。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、作業部会長が別に定める。

附則

この要領は、平成16年1月23日から施行する。

附則

この要領は、平成16年5月10日から施行する。

附則

この要領は、平成16年9月3日から施行する。

附則

この要領は、平成17年5月6日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月17日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月17日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

くらし安全防災局	防災部	危機管理防災課
	くらし安全部	○消費生活課
福祉子どもみらい局	子どもみらい部	私学振興課
環境農政局	緑政部	森林再生課
	農政部	農政課
		農業振興課
		畜産課
	水産課	
健康医療局	保健医療部	健康危機・感染症対策課
		健康増進課
	生活衛生部	◎生活衛生課
		薬務課
産業労働局	中小企業部	商業流通課
教育局	指導部	保健体育課

◎：作業部会長、○：副作業部会長